

石綿による健康被害への対応について

資料1 石綿による健康被害への対応について
(平成17年7月20日付け国海働第45号、庁保険発第0720002号)

・・・ p. 1

資料2 石綿に係る健康管理制度について

・・・ p. 11

国 海 働 第 4 5 号
庁 保 険 発 第 0720002号
平 成 1 7 年 7 月 2 0 日

社団法人 日本船主協会会長
日本内航海運組合総連合会会長
社団法人 大日本水産会会長
社団法人 日本旅客船協会会長
社団法人 日本外航客船協会会長

殿

国土交通省海事局船員労働環境課長
社会保険庁運営部医療保険課長

石綿による健康被害への対応について

最近、離職後の元船員が石綿によるじん肺に罹患し、船員保険の職務上の疾病として認定される事案が発生しております。

また、過去に石綿を取り扱う業務に従事していた方々に、肺がん、中皮腫等の健康被害が多発していることが企業から公表されていることから、船員においても、石綿を取り扱う業務に従事する者及び従事していた者に対する健康管理（別添内容）についての注意喚起等を図るため、貴傘下会員に対しまして、周知していただきますよう協力方お願いいたします。

(別 添)

1. 船内での石綿（アスベスト）の使用状況について

昭和20～30年代に使用されていた船舶においては、蒸気配管の断熱材として石綿が使用されていました。その後、昭和46年に特定化学物質等障害予防規則が制定されて以来、石綿の製造、取り扱いについての規制により発散防止等の強化が順次図られ、現在では、船舶設備規程により、平成14年7月より原則として石綿を含む材料を船舶に使用することは禁止されています。しかし、過去に建造された船舶等には使用されているものもあるので、船内で作業する場合には注意が必要です。

船内で石綿が使われている可能性のあるものとしては、機関室内の防熱・断熱材、エンジン周りのパッキン等があり、これらが破損してきている場合、またはこれらを船内で取り外し・取り付け等の作業を行う場合には、船内に石綿が飛散するおそれがあります。

2. 関係法令の遵守徹底のための周知

船内において船員が石綿を取り扱う作業を行う場合の対策としては、船員法に基づく船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者に対し、粉じんを著しく発散する場所で作業を行わせる場合は、作業に従事する者に必要な保護具を使用させる等の適切な措置を講じなければならないとの義務付けをしています。

石綿による新たな健康障害の発生を防止するため、船内において石綿を取り扱う作業を行わせる場合の船舶所有者の義務として、法令に基づく措置を確実に実施されるよう周知徹底をお願いいたします。

3. 船員保険による災害補償制度

現在雇用されている船員や過去に雇用されていた船員が、石綿肺、肺がん、中皮腫などを発症した場合には、それが船員保険の被保険者であったときに石綿にばく露したことが原因であると認められれば、

船員保険の職務上の給付の対象となる場合があります。

給付を受けるには、最後に石綿を取り扱う作業に従事していた船舶の船舶所有者を管轄する船員保険事務を取り扱う社会保険事務局または社会保険事務所に請求書等を提出し、認定を受ける必要があります。

船員保険の給付についてのお問い合わせ相談は、船員保険事務を取り扱う社会保険事務局または社会保険事務所までお願いします。

なお、石綿に関する認定については、労災の認定基準に準じて取り扱われています。

(別紙1・2を参照)

4. 健康診断の実施

- 1) 石綿を取り扱う作業に従事していた方は、石綿にばく露している可能性も考えられますので、健康管理に努めるよう注意喚起等が必要です。船舶所有者は、過去に在籍していた船員や退職者に対して健康診断を行うよう要請していただき、退職者等から健康診断の連絡があった場合は、積極的に相談に乗る等の協力をしてください。

また、このような作業に従事していた方は、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないよう注意喚起をお願いします。

- 2) 現在雇用されている船員については、年1回の健康証明を受ける必要があるため、健康検査を確実に実施していただくよう徹底してください。

船内で石綿を取り扱う作業に従事していた、または従事している方は、発がんリスクを高めることになるので、喫煙をしないよう注意喚起をお願いします。

5. 各種相談窓口の設置

①船員災害防止協会における相談の受付

船員災害防止協会において、船舶所有者の方々からの石綿ばく露防止対策に関する相談を受けるとしましたので、電話03

-3263-0918までご相談ください。

②日本海員救済会における相談の受付

日本海員救済会の医療施設において、石綿ばく露歴のある方、開業医等からの健康相談及び診断等に関する相談を受けることとしましたので、別紙の救済会病院までお問い合わせください。

(別紙3を参照)

③船員保険の医療施設における相談の受付

船員保険の医療施設において、石綿ばく露歴のある方、開業医等からの健康相談及び診断等に関する相談を受けることとしましたので、別紙の船員保険病院までお問い合わせください。

(別紙4を参照)

(ご案内)

船員保険制度とは

船員の業務災害、または通勤災害等について、必要な保険給付を行う制度です。

現在雇用されている船員や過去に雇用されていた船員が、石綿肺、肺がん、中皮腫などを発症した場合には、それが船員保険の被保険者であったときに石綿にばく露したことが原因であると認められれば、船員保険の職務上の給付の対象となる場合があります。

給付を受けるには、最後に石綿を取り扱う作業に従事していた船舶の船舶所有者を管轄する船員保険事務を取り扱う社会保険事務局または社会保険事務所に請求書等を提出し、認定を受ける必要があります。

なお、石綿に関する認定については、労災の認定基準に準じて取り扱われています。

(★詳しくは別紙1・2を参照)

〈本件に関する国土交通省及び社会保険庁の問い合わせ先〉

●石綿による健康障害防止対策等に関すること：

国土交通省海事局船員労働環境課安全衛生室

03-5253-8111(内線 45256)

03-5253-8652(夜間直通)

●船員保険制度及び認定基準に関すること：

社会保険庁運営部医療保険課船員保険指導係

03-5253-1111(内線 3606)

03-3595-2806(夜間直通)

石綿による疾病の認定基準
(平成15年9月19日付け基発第0919001号)の概要

第1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- ① 石綿肺、② 肺がん、③ 胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫、④ 良性石綿胸水、
⑤ びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業の主なものには、次の作業がある。

- ① 石綿原料に関連した作業、② 石綿製品の製造工程における作業
③ 石綿製品等を取り扱う作業、④ ①から③の周辺等の作業
主なものには上記があるが、詳しくは別紙1-2 参照。

第2 石綿による疾病の取扱い

1 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露労働者に発生した疾病であって、じん肺法第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則第1条第1号から第5号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。）は、労基則別表第1の2第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2 肺がん

石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次の①又は②に該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- ① じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。
② 医学的所見*が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。

3 中皮腫

石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次の①又は②に該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

- ① じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。
② 医学的所見*が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

4 良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、必要な療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

なお、当該疾病が業務上と認められる場合には、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこととなる。

※ 医学的所見とは、以下の①又は②のいずれかが認められるときをいう。

- ① 胸部エックス線検査、胸部CT検査、胸腔鏡検査、開胸手術又は剖検により、胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）が認められること。
② 肺組織内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

<石綿ばく露作業の例>

- ①石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ②倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ③以下の石綿製品の製造工程における作業
 - ・石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - ・石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ・ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - ・自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - ・電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- ④石綿の吹付け作業
- ⑤耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ⑥石綿製品の切断等の加工作業
- ⑦石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ⑧石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑨石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、パーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業
- ⑩上記①～⑨の石綿又は石綿製品を直接取扱う作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける可能性のある作業

船員保険取扱社会保険事務局等一覧

都道府県	事務局・事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	北海道社会保険事務局留萌事務所	077-8533	留萌市大町3	(0164)43-7211
	函館社会保険事務所	040-8555	函館市千代台町26-3	(0138)56-1166
	釧路社会保険事務所	085-8502	釧路市栄町9-9-2	(0154)22-0111
	室蘭社会保険事務所	051-8585	室蘭市海岸町1-20-9	(0143)24-7101
	苫小牧社会保険事務所	053-8588	苫小牧市若草町2-1-14	(0144)36-6131
	小樽社会保険事務所	047-8666	小樽市富岡1-9-6	(0134)23-4231
	北見社会保険事務所	090-8585	北見市高砂町2-21	(0157)25-9631
青森	青森社会保険事務所	030-8554	青森市本町5-5-4	(0177)34-7495
	八戸社会保険事務所	031-8567	八戸市城下4-10-20	(0178)43-1555
岩手	宮古社会保険事務所	027-8503	宮古市太田1-7-12	(0193)62-1963
宮城	仙台東社会保険事務所	983-8558	仙台市宮城野区宮城野3-4-1	(022)257-6111
秋田	秋田社会保険事務所	010-8565	秋田市保戸野鉄砲町5-20	(018)865-2394
山形	鶴岡社会保険事務所	997-8501	鶴岡市錦町21-12	(0235)23-5040
	平社会保険事務所	970-8501	いわき市平字童子町3-21	(0246)23-5611
福島	相馬社会保険事務所	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘69	(0244)36-5171
	茨城社会保険事務局	310-0062	水戸市大町1-2-17	(029)302-3101
千葉	千葉社会保険事務局	260-8608	千葉市中央区弁天1-15-3 大宗北口ビル4階	(043)207-8831
東京	東京社会保険事務局	163-0808	新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル8階	(03)5322-1635
神奈川	神奈川社会保険事務局	231-8345	横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル3階	(045)650-2013
新潟	新潟東社会保険事務所	950-8552	新潟市新光町1-16	(025)283-1010
富山	富山社会保険事務所	930-8571	富山市牛島新町7-1	(076)441-3936
石川	金沢北社会保険事務所	920-0861	金沢市三社町1-43	(076)233-2021
福井	福井社会保険事務所	910-8506	福井市手寄2-1-34	(0776)23-1002
静岡	静岡社会保険事務局	422-8067	静岡市南町18-1 サウスポート静岡16階	(054)203-3567
愛知	愛知社会保険事務局	450-8583	名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館4階	(052)388-2013
	三重社会保険事務局尾鷲事務所	519-3692	尾鷲市林町2-23	(05972)2-2340
三重	津社会保険事務所	514-8522	津市桜橋3-446-33	(059)228-9113
	京都社会保険事務局舞鶴事務所	624-8555	舞鶴市宇南田辺南表町50-8	(0773)76-8822
大阪	大阪社会保険事務局	541-0051	大阪市中央区備後町2-6-8 サンライズビル10・11階	(06)6268-9333
兵庫	兵庫社会保険事務局	651-0087	神戸市中央区御幸通7-1-15 三宮ビル南館7階	(078)291-5210
奈良	奈良社会保険事務所	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	(0742)35-1370
和歌山	和歌山社会保険事務局和歌山西事務所	641-0035	和歌山市関戸2-1-43	(073)447-1111
鳥取	鳥取社会保険事務所	680-0846	鳥取市扇町176	(0857)27-8311
	米子社会保険事務所	683-0805	米子市西福原2-1-34	(0859)34-6111
島根	島根社会保険事務局出雲事務所	693-0021	出雲市塩冶町1516-2	(0853)24-0041
	松江社会保険事務所	690-8511	松江市東朝日町107	(0852)23-9540
	浜田社会保険事務所	697-0017	浜田市原井町908-26	(0855)22-0670
岡山	岡山社会保険事務局	700-8615	岡山市中山下1-8-45 NTTビル岡山ビル4階	(086)801-2411
広島	広島社会保険事務局	730-8602	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル10階	(082)221-7620
山口	山口社会保険事務局	753-0295	山口市大内矢田814-1	(083)927-9134
徳島	徳島南社会保険事務所	770-8054	徳島市山城西4-45	(088)652-3111
香川	高松西社会保険事務所	760-8553	高松市錦町2-3-3	(087)822-2861
愛媛	愛媛社会保険事務局宇和島事務所	798-8603	宇和島市天神町4-43	(0895)22-5440
	松山西社会保険事務所	790-8512	松山市南江戸3-4-8	(089)925-5105
	新居浜社会保険事務所	792-8686	新居浜市庄内町1-9-7	(0897)35-1300
	今治社会保険事務所	794-8515	今治市別宮町6-4-5	(0898)32-6141
高知	高知東社会保険事務所	780-8556	高知市棧橋通4-13-3	(088)831-4430
福岡	福岡社会保険事務局	812-8534	福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター2階	(092)415-3628
佐賀	佐賀社会保険事務所	849-8503	佐賀市八丁囃子町1-32	(0952)31-4191
長崎	長崎南社会保険事務所	850-8533	長崎市金屋町3-1	(095)825-8701
	佐世保社会保険事務所	857-8571	佐世保市稲荷町2-37	(0956)34-1141
熊本	熊本社会保険事務局	860-0804	熊本市辛島町5-1 日本生命熊本ビル6F	(096)211-0761
大分	大分社会保険事務所	870-0997	大分市東津留2-18-15	(097)552-1211
宮崎	宮崎社会保険事務所	880-8588	宮崎市天満2-4-23	(0985)52-2111
	延岡社会保険事務所	882-8503	延岡市大貫町1-2978-2	(0982)21-5424
鹿児島	鹿児島社会保険事務局	890-0065	鹿児島市群元1-8-6	(099)812-0161
沖縄	浦添社会保険事務所	901-2121	浦添市内間3-3-25	(098)877-0020

〈日本海員掖済会の医療施設〉

小樽掖済会病院	〒 047-0031	小樽市色内 1-10-17	0134-24-0325
宮城利府掖済会病院	〒 981-0103	宮城県宮城郡利府町森郷字新太子堂 51	022-767-2151
名古屋掖済会病院	〒 454-8502	名古屋市中川区松年町 4-66	052-652-7711
大阪掖済会病院	〒 550-0022	大阪市西区本田 2-1-10	06-6581-2881
神戸掖済会病院	〒 655-0004	神戸市垂水区学が丘 1-21-1	078-781-7811
日本海員掖済会門司病院	〒 801-8550	北九州市門司区清滝 1-3-1	093-321-0984
日本海員掖済会長崎病院	〒 850-0034	長崎市樺島町 5-16	095-824-0610
日本海員掖済会新潟診療所	〒 950-0072	新潟市竜が島 1-4-9	025-244-7576
東京掖済会クリニック	〒 108-0023	東京都港区芝浦 3-2-28	03-3452-8251
日本海員掖済会横浜大榎橋診療所	〒 231-0002	横浜市中区海岸通 1-1	045-201-9079
江尻掖済会診療所	〒 424-0823	静岡市清水区島崎町 161	0543-52-2796
広島掖済会診療所	〒 734-0011	広島市南区宇品海岸 2-12-35	082-251-2565
掖済会宇部港町クリニック	〒 755-0027	宇部市港町 1-12-8	0836-21-6622

別紙 4

< 船員保険病院 >

病 院 名	住 所	電 話 番 号
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪 3 - 1 0 - 1 1	03-3443-9191(大代表)
横浜船員保険病院	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町 4 3 - 1	045-331-1251(大代表)
大阪船員保険病院	大阪府大阪市港区築港 1 - 8 - 3 0	06-6572-5721(大代表)

※お問い合わせは、医事課までお願いします。

陸上労働者に対する石綿に係る健康管理制度について

○目的

離職後の労働者について、発病した場合重度の健康障害を引き起こすものの早期発見のため、政府が健康診断などの措置を行い、健康管理の万全を期する。

○対象者

- ・ 石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者であって、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があるもの。
- ・ 船員は適用除外。

○手続

- ・ 離職の際又は離職後に都道府県労働局長に申請。健康管理手帳が交付される。
- ・ 指定された医療機関又は健康診断機関で年2回の無料健康診断を受けられる。

(労働災害補償保険特別会計で予算措置)